

船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則等の一部改正に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方

対象部分	寄せられた主なご意見の概要	国土交通省の考え方
(3)	<p>現在では半ば当たり前のこととなっている男女差別の禁止規定が船員にも適用されるのは良い事だと思う。むしろ今まで適用がなかったのが驚き。</p> <p>・被害者に対する措置の例として、管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加する。</p> <p>とあるが、企業内・事業所内のスタッフがどの程度セクハラなどの問題に対処し得るのかはやや疑問に感じた。自浄作用が働かない、古い体質が影響して実効力を失うのではないか。外部のスタッフによる相談対応の選択肢もあった方が良いと思う。</p>	<p>男女差別の禁止規定の船員への適用については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則等により適用がなされてきておりますが、今回、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として、昇進に関して転勤要件を設けることを追加する等の改正を行うものです。</p> <p>本指針案においては、被害者に対する配慮のための措置を適切に行っていることの例として、管理監督者、事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を挙げているところですが、こちらはあくまで例であり、外部のスタッフによる相談対応等も、本指針の遵守に沿ったもののひとつであると考えております。</p>